

第八十六回 帝國議會 昭和二十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル衆議院等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案外二件

委員會議錄(速記)第二回

付託議案

昭和二十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)(第一號)

外資金庫法案(政府提出)(第三號)

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)(第二號)

昭和二十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)(第一號)

外資金庫法案(政府提出)(第三號)

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)(第二號)

昭和二十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)(第一號)

外資金庫法案(政府提出)(第三號)

○伊豆委員長

是ヨリ會議ヲ開キマス  
本委員會ニ付託サレマシタノハ昭和二  
十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル等  
ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案、金資

金特別會計法外五法律中改正法律案、  
外資金庫法案テアリマス、右三案ヲ一  
括シテ議題ニ供シマス、先づ大藏大臣

ノ説明ヲ求メマス——石渡大藏大臣  
○石渡國務大臣

本委員會ニ付託ト相  
成リマシタ昭和二十年度一般會計歲出

ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關  
スル法律案外二件ニ付キ説明致シマス

先づ昭和二十年度一般會計歲出ノ財  
源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル  
法律案ニ付テ説明致シマス、昭和二十  
年一度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲ノ

認メ、所要ノ規定ヲ設ケントスルモノ  
デアリマス

次ニ大東亞戰爭ニ關スル一時賜金ト  
シテ交付スル爲ノ公債發行デアリマス  
ガ、大東亞戰爭ニ關シ功勞アリタル陸

海軍軍人等ニシテ死歿シタル者ニ對シ、  
一時賜金トシテ公債ヲ交付スル爲メ其

ノ發行限度額ヲ八億六千五百三十萬圓  
増加スルノ必要ガアリマスルト、公債  
ノ發行年度ヲ延長スルノ必要ガアリマ  
スルトニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハ  
ントスルモノデアリマス

次ニ從來朝鮮ニ於キマシテハ米穀生産  
確保補給金、石炭價格調整補給金、企  
業整備ニ要スル經費等ノ財源ニ充ツル  
爲公債ヲ發行スルコトヲ得ルコトトナ

ツト居タノデアリマスガ、今同公債財  
源ヲ以テ支辨シ得ル經費ノ範圍ニ米麥  
ノ獎勵金及助成金、石炭、鐵鑛石、鐵

鋼、輕金屬及非鐵金屬ノ增產ヲ促進ス  
ル以外ノ食糧ノ生產ヲ確保スル爲ノ補給

金竈ニ食糧ノ供出及配給ヲ確保スル爲  
ノ獎勵金及助成金、石炭、鐵鑛石、鐵

金ヲ加ヘマスルト共ニ、公債ノ發行限  
度額ヲ六千二百二十萬圓增加スルノ必  
要ガアリマスノデ、所要ノ改正ヲ行ハ  
ントスルモノデアリマス

次ニ外資金庫法案ニ付キ説明致シマ  
ス、本法案ハ大東亞各地域ニ於ケル資

料、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノデアリマス

次ニ朝鮮食糧管理特別會計法中改正  
デアリマスガ、會計事務ノ簡捷ヲ圖ル  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノデアリマス

ガ、金資金特別會計法中改正デアリマス  
ガ、金資金ノ現行使用限度額四億圓ノ内  
二億圓ハ產金事業ノ整備ヲ圖ル爲メ必  
要ナル費用ニ使用スルコトヲ豫定致シ

テ居ルノデアリマスガ、產金事業ノ整  
備ノ進捗ニ伴ヒマシテ其ノ金額ヲ二億  
五千萬圓増額スルノ必要ガアリマスノ  
デ、所要ノ改正ヲ行ハントスルモノノデ  
アリマス

次ニ食糧管理特別會計法中改正デア  
リマスガ、同特別會計ノ圓滑ナル運營  
ヲ圖ル爲メ食糧證券ノ最高發行限度額  
ヲ十億圓増額スルノ必要ガアリマスル  
外、會計事務ノ簡捷ヲ圖ル爲メ從來一  
般會計ニ屬シテ居リマシタ米穀生產確  
保補給金ヲ食糧管理特別會計ニ屬セシ  
ム、食糧證券ヲ以テ交付スルコト致  
スノヲ適當ト認メ、所要ノ改正ヲ行ハ  
ントモノノデアリマス

最後ニ臨時軍事費特別會計法中改正  
デアリマスガ、外國ニ於テ支拂ヲ致シ  
マス臨時軍事費支拂ノ爲メ借入レマシ  
タ借入金ノ利子ハ、其ノ財源調達ノ便

利を考慮シテ居リマシテ居リマスガ、  
正ヲ行ハントスルモノノデアリマス

次ニ薪炭需給調節特別會計法中改正  
デアリマスガ、同特別會計ノ支拂ニ支  
障ナカランシムル爲メ、其ノ借入金ノ限  
度額ヲ五千五百萬圓増額スルノ必要ガ  
アリマスルノデ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

次ニ燃料局特別會計法中改正デアリ  
マスガ、同特別會計ノ事業量ニ増大ニ  
伴ヒマシテ、其ノ据置運轉資本ノ法定

額ヲ一億圓増額スルノ必要ガアリマス  
ルト、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

次ニ燃料局特別會計法中改正デアリ  
マスガ、同特別會計ノ事業量ニ増大ニ  
伴ヒマシテ、其ノ据置運轉資本ノ法定

額ヲ一億圓増額スルノ必要ガアリマス  
ルト、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

次ニ燃料局特別會計法中改正デアリ  
マスガ、同特別會計ノ事業量ニ増大ニ  
伴ヒマシテ、其ノ据置運轉資本ノ法定

額ヲ一億圓増額スルノ必要ガアリマス  
ルト、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

額ヲ一億圓増額スルノ必要ガアリマス  
ルト、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

次ニ外資金庫法案ニ付キ説明致シマ  
ス、本法案ハ大東亞各地域ニ於ケル資

料、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

正ヲ行ハントスルモノノデアリマス  
ガ、最後ニ從來臺灣ニ於キマシテハ米穀

費ノ財源ニ充ツル爲公債ヲ發行シ得ル  
コトナツテ居タノデアリマスガ、今

回公債財源ヲ以テ支辨シ得ル經費ノ範

圍ニ、米穀ノ供出ヲ確保スル爲メ借入

金額ハ翌年度ニ繰越サル、結果ニナル  
デアラウト存セラレマスル處、其ノ繰

越額ノ財源タル公債ハ、必ズシモ之ヲ  
充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法

律案(政府提出)

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

額ヲ一億圓増額スルノ必要ガアリマス  
ルト、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

次ニ外資金庫法案ニ付キ説明致シマ  
ス、本法案ハ大東亞各地域ニ於ケル資

料、益金納付、原料購買等ノ爲メ同  
特別會計ニ於テ一時的ニ必要ナル現金  
ヲ充實スル爲メ借入金ヲ以テ其ノ据置

運轉資本ヲ一時補足シ得ル限度額ヲ六  
千萬圓増額スルノ必要ガアリマスルト  
ニ依リマシテ、所要ノ改正ヲ行ハント  
スルモノノデアリマス

正ヲ行ハントスルモノノデアリマス  
ガ、最後ニ從來臺灣ニ於キマシテハ米穀

費ノ財源ニ充ツル爲公債ヲ發行シ得ル  
コトナツテ居タノデアリマスガ、今

回公債財源ヲ以テ支辨シ得ル經費ノ範

圍ニ、米穀ノ供出ヲ確保スル爲メ借入

金額ハ翌年度ニ繰越サル、結果ニナル  
デアラウト存セラレマスル處、其ノ繰

越額ノ財源タル公債ハ、必ズシモ之ヲ  
充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法

律案(政府提出)

金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

外資金庫法案(政府提出)

ト共ニ、金庫ノ業務ハ必要ニ應ジテ銀行等ヲシテ其ノ一部ヲ取扱ハシメルコトヲ豫定シテ居ルノデアリマス、金庫ノ資本金ハ五千萬圓、全額政府出資トシ、第一回ノ拂込ハ其ノ五分ノ一ヲ下ラザル額ト致シマシタ、金庫ノ業務ト致シマシテハ、主トシテ金融機關ヨリノ預り金等ニ依ツテ調達致シマシタ資金ヲ主務大臣ノ定ムル貸付、價格調整等ニ充用スルコトヲ豫定致シテ居ルノデアリマス。

次ニ金庫ノ職員其ノ他金庫ノ業務ヲ行フ者ヲ公務員ト看做スコトトシ、又金庫ガ業務ニ因ツテ被ツタ損失ハ政府ガ之ヲ補償致シマスルト共ニ、其ノ剩餘金ハ擧ゲテ政府ニ納付セシムルコト致シタノデアリマス、尙ホ金庫ノ事業年度ニ付キマシテハ、政府ノ適當ト認ムル期間ニ亘リ得ルコト致シタノデアリマス、是ガ外資金庫法案提案ノ説明デアリマス。

以上三件ノ法律案ニ付キマシテハ、何卒慎重御審議ノ上速力ニ御賛成アラソコトヲ希望致ス次第アリマス。

○伊豆 委員長 質疑ノ通告ガアリマス——

田君

○一田 委員 此ノ際大臣ニ二、三御伺ヒ致シタイト存ジマス、第一ニ政府ノ資金ノ放漫ナル放出ノコトニ付キマシテ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、最近勞働者特ニ自由労働者ノ賃金ト云フモノハ厖大ナル昂騰ヲ來シテ居ルノデアリマス、昭和十七八年ノ頃ハ、地方ノ所ニシテ勞働賃金ヲ一番引上ゲタ、成程一寸シタ輸送ダケハ出來タ、非常ニ大キイノデゴザイマス、例ヘリマス、當時農村ノ賃金ハ二圓程度ノ所ニ、營林局ハ七、八圓、甚シキニ至ツテハ十五、六圓モ出シマシテ人夫ヲ雇ウテ居ツタノデアリマス、是等

行者シイモノガゴザイマス、昭和十七年ノ頃ニ於テハ、國民ハ輕微ナル闇ヲ致シマシテハ、放漫ナル資金ノ預り金等ニ依ツテ調達致シマシタ資金トシテ、斯カレトコトハヤツテハザイマシタ、斯ウ云フコトハヤツテハ、主務大臣ノ定ムル貸付、價格調整等ニ充用スルコトヲ豫定致シテ居ルノデアリマス。

云フヤウナ状態デアツタノデアリマス、所ガ最近ニ至ツテハ、放漫ナル資金ノ放出ト、又一面凡エル物資ノ不足ガ原因致シマシテ、公然ト國民ハ闇ヲヤルト云フヤウナ情勢ニナツタノデゴザイマス、戰爭ニ勝抜ク爲ニハ、道義ヲ守リ秩序ヲ守ルト云フコトガ最重大ナコトト考へマス、斯様ナ點カラ見マシテ、斯カル現象ハ本當ニ憂慮致サナケマス、戰爭ニ勝抜ク爲ニハ、道義ヲ守リ秩序ヲ守ルト云フコトガ最重大ナコトト考へマス、斯様ナ點カラ見マシテ、斯カル現象ハ本當ニ憂慮致サナケマス、此ノ點ハ此居リマス、此ノ點ニ付テ大藏大臣ノ所見ヲ伺ヒマス。

○石渡國務大臣 戰時ノ經濟ガ財政ヲ基準トシテ動イテ居リマスコトハ申ス。金資金特別會計ノコトデゴザイマスガ、管考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ點ハ此ノ程度ニ致シマシテ、次ニ伺ヒマス、此ノ點ハ此ノ程度ニ致シマシテ以來、兌換ガ停止ニ相成ツタノデアリマスガ、茲ニ此ノ資金ヲ増額致シマシタ詳シイ理由ノ理通貨制ニナリマシテ、是ハ金ハ、昭和十七年カト存ジマスガ、管考ヘテ居リマスコトモ御説ノ通りデアルト存リデアリマス、隨テ此ノ物價又ハ質金ノ上ニ於テ、相當ナ騰貴ヲ示シテ來テ、支那事變以來は等ノ物價、賃金ニテ、產業建設ノ必要上產業資金ノ増加致シテ來テ居リマスコトモ御説ノ通りデアルト存リデアリマス、併シナガラ政府ト致シマシテ、政府ノ財政資金ノ増大ニ連絡スルモノガアルノデアリマス、又ノデアリマスガ、是等ノ所謂窓貢工事ハ軍ノ仕事、或ハ鐵道ノ急ガナケレバナラヌト云フヤウナ仕事、國ノ要請上急速ニヤラナケレバナラヌ仕事ガアルノデアリマスガ、是等ノ所謂窓貢工事ニ雇ハレル所ノ人夫ノ賃金ハ十五圓、ヒドイハ二十圓、中ニハ三十圓ト云フヤウナモノガアルノデアリマス、又一方國策會社ト云フモノガアリマシテ、是等ノ會社ニ於テ使フ所ノ人夫ノ賃金も非常ニ高イノデアリマス、斯様ニ致シマシテ、其ノ一部ノ仕事ハ高イ賃金ヲ出シマシテ一寸シタ仕事ダケハ出力スカモ知レマセヌガ、其ノ影響スル所ノハ厖大ナル昂騰ヲ來シテ居ルノデアリマス、昭和十七八年ノ頃ハ、地方ノ所ニシテ勞働賃金ヲ一番引上ゲタ、成程一寸シタ輸送ダケハ出來タ、非常ニ大キイノデゴザイマス、例ヘリマス、當時農業方面ニ影響シテ、申シマスト、或ル鐵道工事ヲ非常ナ

度ノ所ニ、營林局ハ七、八圓、甚シキシタモノハ地方ノ營林局デアツタノデゴザイマス、當時農村ノ賃金ハ二圓程度ノ所ニシテ劳働賃金ヲ出シテ短時日ノ間ニ出カシタ、成程一寸シタ輸送ダケハ出來タ、非常ニ大キイノデゴザイマス、例ヘリマス、當時農業方面ニ影響シテ、申シマスト、或ル鐵道工事ヲ非常ナ部分ヲ國ノ負擔トシテ、サウシテ物價ノ抑止ニ充テ居譯アリマス、斯ケアルトカ、又產業ノ根本デアル石炭デアルトカ、鐵デアルトカ云フモノニ付テハ、政府ハ其ノ昂騰シタル多ク付テハ、出來ルダケ之ヲ抑止シテ來テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス。

○一田 委員 是ハ只今御尋ネガゴザイマシタ金ノ生産及ビ銀ノ生産方殖工テ居ルガ爲ノ増額ト云フ譯デゴザイマセヌ、寧ロ金鑄業ノ整備ニ要スル資金セヌ、寧ロ金鑄業ノ整備ニ要スル資金ガラ食糧ノ根本デアル米デアルトカ、麥デアルトカ、又產業ノ根本デアル石炭デアルトカ、鐵デアルトカ云フモノニ付テハ、政府ハ其ノ昂騰シタル多ク付テハ、出來ルダケ之ヲ抑止シテ來テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス。

○石渡國務大臣 是ハ只今御尋ネガゴザイマシタ金ノ生産及ビ銀ノ生産方殖工テ居ルガ爲ノ増額ト云フ譯デゴザイマセヌ、寧ロ金鑄業ノ整備ニ要スル資金ガラ食糧ノ根本デアル米デアルトカ、麥デアルトカ、又產業ノ根本デアル石炭デアルトカ、鐵デアルトカ云フモノニ付テハ、政府ハ其ノ昂騰シタル多ク付テハ、出來ルダケ之ヲ抑止シテ來テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス。

○一田 委員 更ニ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、我ガ國ハ管理通貨制ヲ採用致シテ居ルノデアリマスガ、將來大藏大臣ハ金本位ニ復歸スルト云フヤウナ御意思ガアルカドウカ、御伺ヒ致シタイ

リマス、唯如何ニシテモ、如何ニモ分量ガ多イノデアリマスカラ、隨テ官廳

ト存ジマス

ト存ジマス

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ

リマス、是ハ相手ノアルコトデアリマス、ソレテ金ヲ國際間ノ貨幣トシテ用ヒルカドウカト云フコトハ、コチ



○一田委員 今ノ管理局長官ノ御答辯  
デモ、今年ノ秋出來ルベキ甘譜、馬鈴薯ヲ燃料ノ原料トシテ落ス量が相當殖  
エル見込デアル、斯ウ云フ御話デアリ  
マスガ、一方又米ノ供出ノ成績モ餘り芳シクナイト云フ御話ヲ御伺ヒ致シマ  
スト、益、食糧事情ハ逼迫スルト想像  
シテ宜イト思ヒマス、我々ハ今マデ昭  
和十八年ハ容易デナイダラウト考ヘタ  
ノヲ、之ヲ乘切ソテ行ツタ、昭和十九  
年容易デナイダラウト考ヘタノヲ、  
之ヲ乘切ソテ行ツタ、併シ諸般ノ情勢  
カラ見マシテ、昭和二十年コソハ本當  
ニ容易デナイト想像致サレルノデアリ  
マス、所デ滿洲ノ問題デアリマスガ、滿  
洲カラ相當ノ雜穀ヲ入レマシテ、今マ  
デノ食糧事情ト云フモノヲ乘切ソテ來  
タノデアリマスガ、又昭和二十年モ相  
當ノ量ヲ入レル計畫デアルト聞イテ居  
洲カラ相當ノ雜穀ヲ入レマシテ、今マ  
ルノデアリマス、コヽヲ一ツ考ヘナク  
チヤイカヌト思フノデアリマスガ、滿  
洲カラ雜穀ヲ其ノ儘持ソテ來ルヨリモ  
滿洲デ出來ル所ノ高粱其ノ他ノ雜穀ヲ  
原料トシテ滿洲デ「アルコール」ヲ造ツ  
タラドウカ、サウシテ内地デ出來ル甘  
譜、馬鈴薯ハ大部分之ヲ内地ノ食糧ト  
致シマシテ、内地ノ食糧事情ニ逼迫ヲ「カ  
バー」スル、船ノ關係カラ致シマシテ  
モ、「アルコール」ニ致シテ内地ニ持ツテ  
來タ方ガ輸送ガ非常ニ樂ナコトハ分リ  
切ツテ居ルノデアリマス、サウ云フヤ  
ウナ關係カラ若シ滿洲ノ雜穀デ以テ「ア  
ルコール」ヲ造ツタナラバ、輸送上或ハ  
アルコールニ要スル燃料ノ節約上、非常ニ有利ナコト考ヘテ居ル  
ノデアリマスガ、斯ウ云フコトニ付ギ  
マシテ農商當局ハ何カ御考ヘヲ持ツテ  
居ルカドウカヲ一ツ御伺ヒ致シマス  
○湯河政府委員 「アルコール」ノ製造

ヲ滿洲ノ糧穀デヤルト云フコトハ、確  
カニ一ツ考ヘラレルコトデアリマシテ、併  
シテ適當ナモノデザイマス、併シ此  
那玉蜀黍ハ「アルコール」ノ原料ト  
増産必要ハ非常ニ厖大ナモノデゴザイ  
マシテ、内地デモ造リ、又外地滿洲國、支  
那デモソレヽ精一パイ造ツテ貰ハナ  
ケレバナラヌ、斯ウ思ソテ居ルノデア  
リマス、二田委員ノ仰セノヤウニ滿洲  
ノ糧穀ヲ内地ノ食糧事情上輸入スル必  
要ハ又別ニゴザイマスガ、内地ニ持ツ  
テ來ル豫定ノ食糧ヲ滿洲デ「アルコー  
ル」ニ消費サレルコトハ、是ハ自給事  
情上相當問題ダト思ヒマス、併シ御話  
ノヤウニ内地ノ「アルコール」ニ漬ス諸  
ヲ内地デ食ツテ、其ノ身替リヲ滿洲カラ  
輸入スル雜穀デ「アルコール」ヲ造ツタ  
デザイマスノデ、只今ノ計畫ト致シマシ  
テハ、内地ノ燃料計畫ト食糧計畫トハ  
マスガ、内地ノ食用ニ消化スルト云フ  
兩方共内地ノ諸ニ依存スル計畫ヲ立テ  
居ルリマスノモ、滿洲ノ雜穀ノ食糧化  
ト睨ミ合セマシテ我々トシテハ考ヘテ  
地、滿洲國等ヨリ相當多量ノ食糧ヲ輸  
入致シマシタモノガ、今日ノ輸送事  
情或ハ外地ノ生產狀況ヨリ致シマシ  
テ、之ヲ獲得スルコト中々容易デナイ  
ト云フヤウナ實情ニゴザイマス、而シ  
テ需要、消費ノ面カラ申シマスルト、  
戰局ニ伴ヒマシテ軍需食糧ニ需要ハ相  
當厖大ニナリ、人口ノ增加、或ハ勞務  
者ノ增加等ニ伴ヒマスル消費ノ増モ亦  
相當アルト云フコトカラ致シマシテ  
中々需要ノ調整ト云フコトハ難カシイ  
ノデアリマス、我々ト致シマシテハ一  
方ニ於テ國內ノ增産ニ全力ヲ擧ゲテ其  
ノ所要量ヲ確保シタイ考ヘテ居リマス  
難カシイ食糧事情ヲ何トカシテ事缺カ  
ルガ、輸送上ノ色々ノ支障ニ付キマシ  
テモ、作戦或ハ軍需資材ノ輸送等ト十  
ヌヤウニシテ參リタイト考ヘテ居ルノ

○一田委員 食糧ノ元締タル管理局長  
テ、食糧管理局長官ノ率直ナル御心境  
ヲ承リタイ、隨分食糧ノ問題ハヤカマ  
シテ適當ナモノデゴザイマス、併シ此  
ノ時局下ニ於キマシテ「アルコール」ノ  
増産必要ハ非常ニ厖大ナモノデゴザイ  
マシテ、内地デモ造リ、又外地滿洲國、支  
那デモソレヽ精一パイ造ツテ貰ハナ  
ケレバナラヌ、斯ウ思ソテ居ルノデア  
リマス、二田委員ノ仰セノヤウニ滿洲  
ノ糧穀ヲ内地ノ食糧事情上輸入スル必  
要ハ又別ニゴザイマスガ、内地ニ持ツ  
テ來ル豫定ノ食糧ヲ滿洲デ「アルコー  
ル」ニ消費サレルコトハ、是ハ自給事  
情上相當問題ダト思ヒマス、併シ御話  
ノヤウニ内地ノ「アルコール」ニ漬ス諸  
ヲ内地デ食ツテ、其ノ身替リヲ滿洲カラ  
輸入スル雜穀デ「アルコール」ヲ造ツタ  
デザイマスノデ、只今ノ計畫ト致シマシ  
テハ、内地ノ燃料計畫ト食糧計畫トハ  
マスガ、内地ノ食用ニ消化スルト云フ  
兩方共内地ノ諸ニ依存スル計畫ヲ立テ  
居ルリマスノモ、滿洲ノ雜穀ノ食糧化  
ト睨ミ合セマシテ我々トシテハ考ヘテ  
地、滿洲國等ヨリ相當多量ノ食糧ヲ輸  
入致シマシタモノガ、今日ノ輸送事  
情或ハ外地ノ生產狀況ヨリ致シマシ  
テ、之ヲ獲得スルコト中々容易デナイ  
ト云フヤウナ實情ニゴザイマス、而シ  
テ需要、消費ノ面カラ申シマスルト、  
マス

## 午後三時十七分散會

○伊豆委員長 外ニ御質問ハアリマセ  
ヌカ——ソレデハ本日ハ是デ散會致シ  
マス、明日ハ午後一時半カラ開會致シ  
當局ニ御願ヒシテ置キマス、私ノ質問  
ハ是デ終リマス

○伊豆委員長 外ニ御質問ハアリマセ  
ヌカ——ソレデハ本日ハ是デ散會致シ  
マス、明日ハ午後一時半カラ開會致シ  
當局ニ御願ヒシテ置キマス、私ノ質問  
ハ是デ終リマス

午後三時十七分散會